

燕市看護職員修学資金貸与条例の一部改正について

燕市看護職員修学資金貸与条例（令和3年燕市条例第5号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 4 月 23 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

燕市看護職員修学資金貸与条例(令和3年燕市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (3) 保護者等 修学生が未成年の場合にあってはその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)、成年の場合にあっては父母又はこれに代わる者をいう。

第3条第1項中「できる者は、」の次に「本人又はその保護者等が」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の燕市看護職員修学資金貸与条例第2条第3号及び第3条の規定は、令和3年4月1日から適用する。